証券ジャパンの約款・規定集(インターネット取引をご利用のお客様用) 新旧対照表

平成26年6月27日 株式会社証券ジャパン

米国人が米国外の口座を利用して租税回避することの防止を目的として、米国において成立した、外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。)への対応として、お客様が米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)への報告対象であることが判明した場合には、当社の約款・規定集に基づき、お客様からIRSに口座情報を提供することについて、同意をいただいたものとしてお取扱いさせていただきます。なお、法人等の実質的支配者から当該同意をいただく場合においては、実質的支配者用の同意書を別途ご請求させていただきます。

また、併せて、お客様サービス向上の取組みとして、当社においてお客様相談室を設置したことに伴い、個人情報保護方針に掲げる個人情報に係るご質問・ご意見等の受付部署を変更いたします。お客様におかれましては、当該改定内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

(改正項目の新旧対照表)

- 1. 「第3章保護預り約款」、「第6章投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「第7章株式等振替決済口座管理約款」、「外国証券取引口座約款」の一部を次の通り改定いたします。
- 〇お客様が FATCA 上の報告対象に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合には、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報を米国税務当局に提供することについて、お客様に同意いただいたものとして取扱うこと。
- 2.「個人情報保護方針」及び「お客様の個人情報の利用目的」の一部を改定いたします。
- ○「個人情報保護方針」に掲げる個人情報に係るご質問・ご意見等の受付部署及び連絡先の変更等、所要の改定を行います。
- 3. 上記1. の改定は、平成26年7月1日より適用し、上記2. の改定は、平成26年7月14日より適用いたします。

下線部分変更

新	В
個人情報保護方針(現行どおり)	個人情報保護方針 当社においては、以下の通り、個人情報保護方針を定め、お客様の個人情報の適切な保護に努めてまいり ます。
 関係法令等の遵守 (現行どおり) 開示等のご請求手続き ご質問・ご意見等 (現行どおり) 	
お客様相談室 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-18 受付時間:午前9時~午後5時 電話番号:0120-983-977 Fax:03-3668-2552 E-mail:cssupport@secjp.co.jp URL:http://www.secjp.co.jp 7.認定個人情報保護団体 以上	<u>監査部</u> 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-18 受付時間:午前9時~午後5時 電話番号: <u>03-3668-2219</u> Fax: <u>03-3668-2406</u> E-mail: <u>kansa@secjp.co.jp</u> URL: http://www.secjp.co.jp

下線部分変更

	ト級部分変更
新	IB
お客様の個人情報の利用目的 (現行どおり)	お客様の個人情報の利用目的 当社は、お客様の個人情報について、次の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲において取扱います。
ま業内容	1. 事業内容 〈 (省略) 2. 利用目的 <u>(新設)</u> 以上
かっ 幸 「□ # ₹ # 10 4 h # h	なった /ロ=#マキデル、ッレーキャ
第3章 保護預り約款 第1条(約款の趣旨) (現行どおり)	第3章 保護預り約款 第1条(約款の趣旨) (省略)
第25条(約款の変更) 第26条(個人情報等の取扱い) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合及び該当する可能性があると当 社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、 米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)	第25条(約款の変更) <u>(新設)</u>
第6章 投資信託受益権振替決済口座管理約款 第1条(この約款の趣旨) (現行どおり)	第6章 投資信託受益権振替決済口座管理約款 第1条(この約款の趣旨) (省略)
第18条 (解約時の取扱い) 第19条 (個人情報等の取扱い) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法	第18条(解約時の取扱い)
(FATCA) 上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織 ③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)	<u>(新設)</u>

新	IB
第20条(緊急措置)	第 <u>19</u> 条(緊急措置)
(現行どおり)	(省略)
第23条(この約款の変更)	第22条(この約款の変更)
第7章 株式等振替決済口座管理約款	第7章 株式等振替決済口座管理約款
第1条(この約款の趣旨)	第1条(この約款の趣旨)
(現行どおり)	(省略)
第39条(解約時の取扱い)	第39条(解約時の取扱い)
第40条 (個人情報等の取扱い)	第40条(個人情報の取扱い)
(1) お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機	お客様の個人情報(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定め
構が定める事項。以下同じ。)の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基	る事項。以下同じ。)の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款
づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じ	の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機
て他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定	関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個
めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意いただいたものとして取り扱い	↓ 人情報が機構等へ提供されることについて同意いただいたものとして取り扱います。
ます。	
(2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法	
――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在	
地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定す	
る情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が	_(新設)
米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。	<u></u>
① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他組織	
② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の	
組織	
③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用	
上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)	
第41条(緊急措置)	第41条(緊急措置)
(現行どおり)	(省略)
第44条(この約款の変更)	第44条(この約款の変更)
第11章 外国証券取引口座約款	第11章 外国証券取引□座約款
第1条(約款の趣旨)	第1条(約款の趣旨)
(現行どおり)	(省略)
第32条 (準拠法及び合意管轄)	第32条(準拠法及び合意管轄)
第33条(個人データ等の第三者提供に関する同意)	第33条(個人データの第三者提供に関する同意)
(1) (現行どおり)	(省略)
(近1) このり) (近1) に関わり) (近	(新設)
	_ <u></u> \村lā文/_
(FATCA) 上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合及び該当する可能性があると	
当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在	
地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定するはおり、おりには、大きないとは、大きないとは、大きないとは、大きないとは、大きないとは、大きないとは、大きないとは、大きないとは、大きないとなっています。	
る情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が	
米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。	
① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他組織	
② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の	
組織	
③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用	
上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)	